

(仮称) 大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業
要求水準書(案)に対する質疑回答

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 質問回答 | |
|----|-----------------------|---|---------------------|---|---|--------|---------|--|--|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 1 | 事業予定地 | 2 | 1 | 3 | 1 | | | 事業予定地として約0.4haとなっていますが、建ぺい率、容積率算出の場合の全体敷地面積をご教示下さい。 また既存建屋の残存予定面積もご教示下さい。 | CADデータを提供しますので確認願います。 | |
| 2 | 事業予定地 | 2 | 1 | 3 | 1 | | | 『現状地盤+200レベルとなる。』と記載されていますが、既存施設(ごみ処理施設、資源化施設、ばいじん処理施設)の解体後のレベルをご教示下さい。 また、敷地内段差部分(ごみ処理施設東面)は、法面で処理されるということでしょうか。 | 解体に関する点は、現在検討中のため回答できません。 | |
| 3 | 事業予定地 | 2 | 1 | 3 | 1 | | | 解体工事は注記にあるもののほか、外構構造物(排水溝及び蓋、排水管、排水枡、擁壁、アスファルト舗装は下層路盤まで)、電柱、電気計装理設管、配線、ハンドホール、外灯、地下タンク、廃液類、水槽類が含まれているものと考えてよろしいでしょうか。 それ以外については、2-4-12地中埋設物の記載によるものと考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、募集要項で示します。 後段については、ご理解の通りです。 | |
| 4 | 事業予定地 | 2 | 1 | 3 | 1 | | | 工事範囲外との境界を構成しているスロープの擁壁や排水溝などは、現状のままと考えてよろしいでしょうか。 | 擁壁のみ現状のまま残ります。 | |
| 5 | 施設全体配置図及び車輛動線詳細図面について | 2 | 1 | 3 | 1 | | | 大磯町美化センターの施設全体配置図と車輛導線図の詳細図面をご提供願います。 | 添付資料1、2、4をご参照ください。 | |
| 6 | 建ぺい率、容積率について | 2 | 1 | 3 | 3 | (4)(5) | | 建ぺい率50%、容積率100%が非常に厳しい制限となっています。 計量棟や選別保管施設が別棟となった場合は、建ぺい率、容積率に含まないものと考えて宜しいでしょうか。 | No.2をご参照ください。 | |
| 7 | ユーティリティについて | 2 | 1 | 3 | 4 | | | 事業実施に必要なユーティリティは、インフラ会社とSPCにて独立した契約ができるのでしょうか。 | ご理解の通りです。 | |
| 8 | 上水道 | 3 | 1 | 3 | 4 | (2) | | 給水管の種類と口径をご教示下さい。 | 神奈川県平塚水道営業所に確認ください。 | |
| 9 | 河川放流先 | 3 | 1 | 3 | 4 | (3)(4) | | 生活排水とプラント排水の放流先河川及び取合位置をご教示下さい。 | スロープ部分の道路側溝へ接続させるように計画してください。 | |
| 10 | 排水の河川放流について | 3 | 1 | 3 | 4 | (3)(4) | | 排水の河川放流位置にご指定はありませんでしょうか。 | No.9をご参照ください。 | |
| 11 | 処理対象物可燃ごみ | 5 | 1 | 4 | 1 | (2) | 表1 | 2 | 海岸ごみとはどのようなごみで、搬入頻度はどの程度をご教示願います。 | 海岸に漂着した、木くず(可燃ごみ、粗大ごみ)、ビン、空き缶、ペットボトル、粗大ごみプラスチックなどです。海岸ごみの搬入実績は、年間で250台搬入、重量は200t程度です。(台風の進路状況により、大幅に変わります。) |
| 12 | 処理対象物可燃ごみ | 5 | 1 | 4 | 1 | (2) | 表1 | 2 | 許可業者搬入分のごみとはどのようなものでしょうか? | 事業系の一般廃棄物のうち、可燃ごみ及び全てが木製の粗大ごみ(机、椅子など)です。 |
| 13 | 処理対象物選別保管庫 | 5 | 1 | 4 | 1 | (2) | 表1 | 2 | 古紙・古布等の公共分とは、大磯町内の公共施設から排出されるごみと考えてよろしいでしょうか?また、剪定枝の公共分には公園及び河川等からの発生するものも含まれると考えてよろしいでしょうか? | お見込みの通りです。 |
| 14 | 処理量・保管容量スプレー缶 | 7 | 1 | 4 | 1 | (2) | 表1-2(3) | | 種類として「スプレー缶」で収集される以外の処理対象物に混入されたスプレー缶の量を御教示ください。 | 把握していません。 |
| 15 | 処理量・保管容量火事ごみ | 7 | 1 | 4 | 1 | (3) | 表1 | 3 | 火事ごみの搬入量実績をご教示願います。 | 平成26年度は発生しませんでした。但し、過去の実績からこの程度の容量が必要と考えているため、要求水準書(案)に記載の容量を確保してください。 |
| 16 | 処理量・保管容量廃食用油 | 7 | 1 | 4 | 1 | (3) | 表1 | 3 | 廃食用油専門容器寸法は、運用上の支障がなければ3m×3mとならなくてもよろしいでしょうか? | 容器は未定ですが、町で保管容器を準備するため、記載したスペースを確保するようにしてください。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 質問回答 |
|----|---------------------|------|---------------------|---|---|-----|------|------|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 17 | 年間処理予定量 | 7 | 1 | 4 | 1 | (3) | | | <p>参考として大磯町のデータを示します。 <容器包装プラスチック> 月曜日、火曜日及び金曜日：約1,500kg 水曜日：約5,000kg 木曜日：約5,600kg <ペットボトル> 第1週から第4週の水曜日を除く毎日、季節変動が大きい品物ですが、概ね、夏場は1日1400kg程度、冬場は1日700kg程度</p> <p>第1週から第4週の水曜日を除く毎日、季節変動が大きい品物ですが、概ね、夏場は1日1400kg程度、冬場は1日700kg程度</p> <p>持込ごみの年間搬入量は、約450tです。(月曜日から土曜日まで受け入れていますが、天候や連休により異なるため曜日による搬入平均は出していません。)</p> <p>二宮町については、収集を開始したばかりであるため、お示しできるデータはありません。</p> |
| 18 | ごみの流れ | 8 | 1 | 4 | 1 | (4) | ア又はイ | | <p>容器包装プラスチックおよびペットボトルから異物除去した際、可燃ごみ以外のごみが発生した場合の搬出先はどのようにお考えでしょうか。(医療系廃棄物、缶等)</p> <p>搬出先は町で確保します。処理可能なものはそれぞれの処理方法で処理してください。処理不能なものは処理困難物として保管してください。</p> |
| 19 | 計量品目 | 8~11 | 1 | 4 | 1 | (4) | | | <p>選別品目毎に計量を行ってください。 p106 6-2-1計量業務に示すように、資源物等の搬出重量計測および場内移動する処理対象物、資源物等の計量を行ってください。</p> |
| 20 | 事業系一般廃棄物の搬入について | 12 | 1 | 4 | 1 | (2) | | | <p>事業系一般廃棄物の許可業者の搬入廃棄物は、選別保管施設への搬入は無く、可燃ごみ中継施設への可燃ごみの搬入しかないと解してよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解の通りです。</p> |
| 21 | 可燃ごみの選別保管施設への搬入について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | <p>搬入される可燃ごみに生ごみ等の臭気を帯びる廃棄物も搬入されるのでしょうか。</p> <p>ご理解の通りです。</p> |
| 22 | 搬出入条件 | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | 表1 | 4 | <p>搬出要件に2.6台/日とありますが、年間処理量から考えると、遵守することは困難です。その際は搬出回数を事業者により提案すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>受入は週4日のため、施設規模は47t/日となっています。搬出は週6日可能となっており、6日間を使って1日あたりの車両数が最小となるように計画してください。</p> |
| 23 | 可燃ごみの搬出条件について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | <p>表1-4(1)の搬出における要件で、可燃ごみについて2.6台/日、10tパッカーは不可とありますが、日あたり3台までしか許容されないということでしょうか。そうであれば、中継施設の施設規模47t/日の全量を搬出できない可能性があります。貯留で対応することになるのでしょうか。</p> <p>前段については、No.22をご参照ください。全量を搬出できない場合の対応はご理解の通りです。</p> |
| 24 | 可燃ごみの搬出要件 | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | <p>『2.6台/日、10tパッカー車は不可』と記載されていますが、18t/台(≒施設規模47t/日÷2.6台/日)積込が可能な施設を要求しているのでしょうか。1台当たりの積載重量によって、1日当たりの台数を増やしてもよろしいでしょうか。平塚市環境事業センターへの受入動線(道路・プラットフォーム幅など)、出入口扉・投入扉寸法など制約となり得る情報をご提供願います。</p> <p>前段については、No.22をご参照ください。後段については、図面等を提供する予定です。</p> |
| 25 | 可燃ごみ搬出車両について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | <p>要件欄に、2.6台/日と一日の搬出台数が指定されていますが、定格処理量47t/日から計算すると、1台の搬出で約18t搬出する必要となります。18t積載可能な車両は存在しませんので、積載容量を考慮して10t天蓋付清掃ダンプで計画しますと、約15台/日の搬出が必要となりますが、宜しいでしょうか。</p> <p>No.22をご参照ください。</p> |
| 26 | 可燃ごみの搬出条件について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | <p>「表1-4(1)」に「2.6台/日10tパッカー車は不可。」とありますが、大型ダンプ(総重量20t級)での搬出で3台までは可能なのでしょうか。10tパッカーの使用が不可となる理由をご教示願います。その他車種の制限はあるのでしょうか。</p> <p>前段については、車両については提案に委ねるものとし、出来る限り台数を少なくしてください。なお、積載物の臭気、飛散や車両通行による振動等で沿線住民等の迷惑とならないような対策、配慮は必須です。中段については、事前の調査で平塚市環境事業センターでの投入に支障があると判断して不可としましたが、車両改造等で投入に支障が無ければ提案は可能です。後段については、平塚市環境事業センターへの搬入やごみの投入、指定ルートの通行等に支障がある車両は使用できません。</p> |
| 27 | 搬出入条件 | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | 表1 | 4 | <p>搬出車両に記載されている10t、8tダンプ等の条件は最大の条件と考え、事業者提案により指定のものより小型の車両で運搬することは問題ない元考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解の通りです。</p> |
| 28 | 搬入車両の指定について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | <p>表1-4(1)の搬出条件における受入車両が指定されている場合は、その車両でなければならぬとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>No.27の回答の通り、10t、8t、4t、2tダンプで運営事業者所掌となっている車両については、最大の条件と考えてください。</p> |
| 29 | 搬出入条件 | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | 表1 | 4 | <p>要求水準書全体を通じて、本案件施設の運営段階において施設内で使用するフォークリフト等は運営事業者が手配するものという認識で宜しいでしょうか。</p> <p>ご理解の通りです。</p> |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 質問回答 | |
|----|-------------------------|----|---------------------|---|---|-----|----|---|---|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 30 | 可燃ごみの搬出条件について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | 月曜日から土曜日の間は全ての曜日につき搬出可能なのでしょうか。同センターへの搬出可能時間帯の内容は何時から何時までとなるのでしょうか。 | 平塚市環境事業センターへの搬出可能時間は、月曜日から金曜日までは、午前9時から正午、午後1時から4時となります。また、土曜日及び祝日は、午前9時から正午、午後1時から3時となります。但し、年末年始は除きます。 | |
| 31 | 資源物等の搬出条件について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | 月曜日から土曜日の間は全曜日につき搬出可能なのでしょうか。同センターへの搬出可能時間帯の内容は何時から何時までとなるのでしょうか。また、使用車種の条件はあるのでしょうか。 | 前段について、平塚市粗大ごみ破砕処理施設への搬出可能時間はNo.30を参照ください。二宮町剪定枝資源化施設への搬出可能時間は、月曜日から土曜日午前9時から正午、午後1時から4時となります。後段については提案に委ねるものとします。なお、積載物の臭気、飛散や車両通行による振動等で沿線住民等の迷惑とならないような対策、配慮は必須です。 | |
| 32 | 車輛動線と荷降場所の高さ等詳細図面について | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | 平塚市環境事業センターと平塚市粗大ごみ破砕処理施設内の車輛同線図、可燃ごみ荷降場所の平面図、立面図等をご提供願います。 | 平塚市環境事業センターに関する図面は提供します。 | |
| 33 | 搬入荷姿 | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | | 施設に搬入される各ごみの荷姿をご教示下さい。 | 各ごみの荷姿は以下の通りです。 容プラ、ペット=透明半透明のレジ、ビニール袋 可燃ごみ、古布=町指定袋 古紙、剪定枝=ひもで縛る 廃食用油=ペットボトル ビン、空き缶類、不燃ごみ、金属類、有害ごみ=集積場に設置する回収容器 また、臨時収集ごみ及び一般持込の基本的な荷姿はバラです。 | |
| 34 | 搬出入条件 | 12 | 1 | 4 | 1 | (5) | 表1 | 4 | 中継施設の搬出車両は事業者提案となっておりますが、受入可能な車輛の車輛総重量は何トンと考えればよろしいでしょうか。 | 最大積載量は10 t程度と考えています。なお、平塚市環境事業センターの計量機では30 tまで計量することができます。環境事業センター図面及び周辺環境を勘案してください。 |
| 35 | 搬出入条件 | 13 | 1 | 4 | 1 | (5) | 表1 | 4 | タンス、椅子、ソファ等は重機により粗破砕を実施するとありますが、大きさの目安はありますか。 | 積載効率を上げるためにつぶす程度とお考え下さい。ただし、粗破砕時、粉砕された木くずは可燃ごみです。なお、平塚市粗大ごみ破砕処理施設での受入は、基本的に最大長辺が2 mです。 |
| 36 | 粗大ごみの粗破砕について | 13 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | 表1-4(2)の搬出における要件で、粗大ごみを重機で粗破砕するとありますが、選別保管施設内に破砕ヤードを設けるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.35をご参照ください。 |
| 37 | 粗大ごみの粗破砕について | 13 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | 「表1-4(2)」にタンス等は重機にて粗破砕すると記載がありますが、破砕する大きさの条件をご教示願います。 | No.35をご参照ください。 |
| 38 | 廃棄物搬出入条件 | 13 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | 搬出入車両の保管スペースは本敷地内に設けないことで宜しいでしょうか。また、事業者側の車両の保管は、提案によるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 39 | 平塚市粗大ごみ破砕処理施設への搬出条件について | 13 | 1 | 4 | 1 | (5) | | | 布団、ゴザ、じゅうたん、マットレス等の具体的な搬出条件内容をご教示願います。 ・搬出有効となる事前連絡のタイミング ・畳の1回当りの最大搬出枚数 ・その他の条件 ・荷姿、荷降条件(例:結束等の必要性、異種粗大ごみの混合持込み及び混合ダンピング荷降の可否) | ご質問の品目については、「燃えるごみ」扱いのため、搬出先は平塚市環境事業センターになります。平塚市環境事業センターへの搬出条件については、添付資料5をご参照ください。 |
| 40 | 稼働日数 | 14 | 1 | 4 | 2 | (3) | | | 中継施設の稼働日が無収集日除く、209日となりますが、許可収集が月～土となっております。許可収集車両が搬入される際には、水・木曜日に関しても施設を稼働しても良いと考えてよろしいでしょうか。また、搬出回数を平準化させるために、水・木曜日に積置きしたコンテナの運搬を行うことは可能でしょうか。 | 機器設備を稼働させる稼働日は、許可を除く収集ごみの受入日としています。可燃ごみの運搬は、月～土曜日において実施することが可能です。 |
| 41 | 稼働日数 | 14 | 1 | 4 | 2 | (3) | | | 選別保管施設の稼働日数について、搬出入条件では概ね月～金となっておりますので、リサイクル施設と同様(258日)と考えてよろしいでしょうか。 | 選別保管施設の稼働日数は提案に委ねるものとなりますが、『表1-4 廃棄物搬出入条件』選別保管施設のうち、搬入方式が「持込」、「臨時収集」となっている品目についてはp106に記載の通り、土曜日の受入も行いますので、「月～土」とします。 |
| 42 | 稼働日数について | 14 | 1 | 4 | 2 | (3) | | | 稼働日数について、ここで言う「稼働日」とは、施設の機器設備を稼働させる日のことを定義しているかと解してよろしいでしょうか。 | No.40をご参照ください。 |
| 43 | 可燃ごみの単位体積重量について | 14 | 1 | 4 | 2 | (4) | | | 表1-6の計画ごみ質に可燃ごみ中継施設の可燃ごみ単位体積重量が0.157 t/m3とありますが、パッカー車搬入がメインで、古紙類やプラスチックを分別していることを考えると、数値が小さいと思われそうですが、この数値により、ホッパ容量等を計算して差し支えないでしょうか。 | かまいません。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 質問回答 |
|----|-------------------|----|---------------------|---|-----|-------|----|-----|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 44 | 計画ごみ質 | 14 | 1 | 4 | 2 | (4) | 表1 | 6 | 施設へ搬入される容器包装プラスチックおよびペットボトルのごみ質(異物含有量等)をご教示願います。 | 容器包装プラスチックの平成26年度の第4四半期のデータは以下の通りです。 1月 2月 3月 検査対象総重量 41.44kg 46.68kg 49.38kg 異物合計 5.12kg 7.9kg 17.44kg 異物としては、製品プラ、有機物付着物、ペットボトルなどです。 ペットボトルについては、自治体ごとの検査をしていないため不明です。異物としては、キャップ付、ラベル付、飲み残しがあります。 |
| 45 | 騒音の基準値について | 16 | 1 | 4 | 3 | (2) | | | 表1-8の騒音の施設基準値の達成は厳しいものと考えます。数値緩和等の検討をお願いします。 | 神奈川県条例に基づく規制基準であることから緩和できません。 |
| 46 | 排水基準 | 19 | 1 | 4 | 3 | (5) | | | 排水基準にCODは含まないと理解してよろしいでしょうか? | ご理解の通りです。 |
| 47 | 品質基準 | 20 | 1 | 4 | 4 | | | | 容器包装リサイクル協会引取品質ガイドラインに基づく、品質Aランクは容器包装比率と考えるとよろしいでしょうか。 | 容器包装プラスチックは『破袋度』、『容器包装比率』、『禁忌品』とし、ペットボトルは『総合判定』とします。 |
| 48 | 品質基準の未達のペナルティについて | 20 | 1 | 4 | 4 | | | | 容器包装プラスチック、ペットボトルの圧縮梱包品の品質基準の規定がありますが、同規定を満たさない場合ペナルティはあるのでしょうか。 | 募集要項で示します。 |
| 49 | 民間事業者の業務範囲 | 21 | 1 | 5 | 1 | (1) | ア | | 生活環境影響調査書を送付頂きたく思います。 | 現在調査業務委託中であり、工期は平成28年3月18日までです。 |
| 50 | 種類別の計量について | 22 | 1 | 5 | 1 | (1) | イ | (イ) | (イ) 搬出管理業務において、「資源物等の搬出に際しては、種類別の計量を行う」とありますが、種類別とは、搬出車両ごと解してよろしいでしょうか。 | 品目ごとに計量してください。 |
| 51 | 搬出入管理業務 | 22 | 1 | 5 | 1 | (2) | イ | | 平塚市環境事業センターへの搬入は・・・とありますが、大磯町美化センターの誤記と考えるとよろしいでしょうか。 | 「平塚市環境事業センター」は「本施設」の誤記です。 |
| 52 | ごみ処理手数料徴収代行業務 | 23 | 1 | 5 | (イ) | 表1-12 | | | ごみ種別毎の手数料をご教示ください。また一般搬入者が混載で搬入した資源ごみは種別毎に計量を行うと考えるとよろしいでしょうか。 | 処理手数料は一般家庭系ごみは10キロにつき100円、事業系ごみは10キロにつき220円です。なお、混載で搬入した資源ごみは計量まで求めではありません。 |
| 53 | ごみ処理手数料徴収代行業務 | 23 | 1 | 5 | 1 | (2) | ウ | | ごみ処理手数料の徴収業務に伴い必要となる釣銭は運営事業者で準備すると考えるとよろしいでしょうか。また、その場合、準備金はどの程度と考えればよろしいでしょうか。 | 前段はご理解の通りです。後段は提案に委ねるものとします。 |
| 54 | 荷降ろし作業時の重機 | 24 | 1 | 5 | 1 | (2) | カ | | 『搬出先における荷降ろし作業』時に使用する重機等は、借用させていただけると考えるとよろしいでしょうか。 | 平塚市及び二宮町での重機の借用は認めないため、搬出する車両はダンプ機能があるものにしてください。それ以外は提案に委ねるものとします。 |
| 55 | 資源化物の取扱いについて | 25 | 1 | 5 | 1 | (2) | キ | | 表1-13の資源化の所掌が運営事業者となっている種類について、資源物等の所有権移転のタイミングをご教示願います。 | 募集要項で示します。 |
| 56 | 搬出物の資源化及び適正処分 | 25 | 1 | 5 | 1 | (2) | キ | | 運営事業者で資源化または適正処分する資源物を売却した場合、売却益は運営事業者へ帰属する理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 57 | 資源化物の取扱いについて | 25 | 1 | 5 | 1 | (2) | キ | | 表1-13の資源化の所掌が運営事業者となっている種類について、有価物で売却した売却益は運営事業者の収入として計上してよろしいでしょうか。 | No. 56をご参照ください。 |
| 58 | 搬出物の資源化及び適正処分 | 25 | 1 | 5 | 1 | (2) | キ | | 小型家電の資源化につきましては、選別品目数も事業者提案となるのでしょうか? | 提案に委ねるものとします。 |
| 59 | その他の付帯業務 | 26 | 1 | 5 | 1 | (3) | ウ | | 事業期間終了前に行う第三者機関の試験調査費用は運営事業者が負担すると考えるとよろしいでしょうか? | ご理解の通りです。 |
| 60 | 住民対応 | 26 | 1 | 5 | 1 | (3) | エ | | 一次対応を運営事業者で実施することとありますが、電話対応も運営事業者が実施すると考えるとよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 61 | 本事業の運営状況のモニタリング | 28 | 1 | 5 | 2 | (3) | ウ | | 本施設に備え付けられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等とありますが、備え付けを想定されている計測機器をご教示願います。また、モニタリング際に都度第三者機関への委託を実施する際には不要と考えるとよろしいでしょうか。 | 前段については過積載防止のための計量機器を設置することを想定していましたが、搬出の際に全て計量を行うため、別途設置する必要はありません。後段についてはご理解の通りです。 |
| 62 | 生活環境影響調査について | 29 | 2 | 1 | 2 | (3) | | | 設計・施工において貴町の策定した「生活環境影響調査」の内容に則した環境保全措置を実施することとありますが、「生活環境影響調査」の内容を開示願います。 | No. 49をご参照ください。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 質問回答 |
|----|---------------------|----|---------------------|---|----|-----|--|--|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 63 | 必要な許認可申請について | 29 | 2 | 1 | 2 | (2) | | 工事を着工する為に必要な申請に計画通知等とありますが、大磯町は建築主事を置く特定行政庁ではないので、建築確認申請が必要と考えてよろしいでしょうか。またその場合、指定確認審査機関に提出することも可能と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 64 | 設計管理 | 30 | 2 | 2 | 1 | | | 構造設計及び設備設計に際しては、担当者として構造設計一級建築士や設備設計一級建築士を配備するとありますが、工事下請業者(設計事務所等)から配置してもよろしいでしょうか。 | かまいません。 |
| 65 | 確認した書類の変更 | 31 | 2 | 2 | 2 | | | 『本町は、既に確認した書類についても…』と記載ありますが、変更に関する追加費用はいただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 変更に関する追加費用を町が負担する予定はありません。 |
| 66 | 責任設計・施工 | 32 | 2 | 3 | 2 | | | 既存のスロープは敷地外と考えてよろしいでしょうか。また、万一敷地外であった際には工事期間中は占有をしても良いと考えてよろしいでしょうか。 | 既存のスロープについても事業予定地に含まれるものとしませんが、解体範囲には含まれないことから、現状と同じ状態のままであるものと想定してください。道路占有に関しては別途協議とします。 |
| 67 | 施工範囲内について | 32 | 2 | 3 | 2 | | | 責任設計・施工において、仮設工事を含む本施設の建設のために必要な一連の工事は、原則として、「事業予定地」に示す施工範囲内で行うとありますが、資材置き場や作業員用車両駐車スペース、現場事務所等も同様でしょうか。 | 事業予定地外でもかまいません。 |
| 68 | 消耗品の納入について | 33 | 2 | 3 | 7 | | | 2-3-7予備品・消耗品について、1年分の消耗品を納入するものとなっておりますが、消耗品品質及び保管スペースの観点から、複数回において納入するものとしてよろしいでしょうか。 | かまいません。 |
| 69 | 予備品・消耗品 | 33 | 2 | 3 | 7 | | | PPバンドの消耗資材は消耗品から除外して考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案)通りとします。 |
| 70 | 下請負者 | 35 | 2 | 4 | 5 | | | 貴町に確認を得る下請業者は一次下請までと考えてよろしいでしょうか。 | 全ての下請け業者の申請をお願いします。 |
| 71 | 環境保全 | 36 | 2 | 4 | 11 | | | タイヤ洗浄用の洗車プールを設置することとありますが、敷地面積が狭く設置が困難です。タイヤ洗浄の実施を前提として、他の案を提案することでもよろしいでしょうか。 | かまいません。 |
| 72 | 地中障害物について | 37 | 2 | 4 | 12 | | | 地中障害物が発見された場合はその時点で協議を行うとありますが、地中障害物撤去に伴う工事期間の遅延リスクは、工事請負事業者側ではないと解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 73 | 景観への影響に関する条件 | 40 | 3 | 1 | 2 | | | 緑化比率に関してはご指定がないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 74 | 緑化率について | 40 | 3 | 1 | 2 | | | 景観への影響に関する条件において、緑化率の条件をご教示願います。 | No.73をご参照ください。 |
| 75 | 機能性に関する条件 | 41 | 3 | 1 | 5 | | | 運営管理者用及び見学者用駐車場は、それぞれ何台程度必要とお考えでしょうか。 | 駐車場については、事業予定地内に整備する必要は必ずしもありません。事業予定地外で計画する場合には、本事業の事業費には含める必要はありません。 |
| 76 | 機能性に関する条件 | 41 | 3 | 1 | 5 | | | 駐車場の使用料金につきまして、単価等が分かればご教示願います。 | 大磯町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例に基づく算出方法です。 |
| 77 | 機能性に関する条件 | 41 | 3 | 1 | 5 | | | 本敷地の建築物(選別保管施設以外)は、見学者が来ることを想定し、「バリアフリー新法」に適用する建築物と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。(玄関、ホール、研修室、トイレ、見学者ルート等見学者が立ち入る場所が該当します) |
| 78 | 見学者駐車場について | 41 | 3 | 1 | 5 | | | 見学者の駐車場を設置することとあり、P44の管理機能区域諸室・設備の例表中に研修室(50名程度)の記載があります。この50名程度が乗車できる車両(大型バス等)の駐車場を設置することが必須でしょうか。 | No.75をご参照ください。 |
| 79 | 駐車場工事について | 42 | 3 | 2 | 3 | (2) | | 駐車場工事について、全ての駐車場(運営事業者の従業員が使用する駐車場を含む)は事業用地内に配置しなければならないでしょうか。 | No.75をご参照ください。 |
| 80 | 見学者関連スペース上履き | 43 | 3 | 3 | 1 | | | 見学スペースには多目的トイレがあり、身障者(杖使用者)が使用する場合、下足への履き替えなどで不都合があるかも知れません。全体を土足仕様とし、足ふきマット等充実させることでの変更は可能でしょうか。 | 提案に委ねるものとします。 |
| 81 | 処理・中継・選別保管施設区域に係る事項 | 43 | 3 | 3 | 2 | | | 緊急車両のプラットフォームへの進入に備えることとありますが、動線上消防車がプラットフォームに進入可能であれば良い。と考えてよろしいでしょうか。 | 消防との協議によります。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 質問回答 |
|-----|--------------------|----------|---------------------|--------|---------|--|------------|----|---|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 82 | 洗車設備について | 44 | 3 | 3 | 2 | | | | 洗車設備を屋外に設けた場合、機能上問題なければ屋根なしとすることは可能でしょうか。 | かまいません。 |
| 83 | 洗車設備について | 44 | 3 | 3 | 2 | | | | 洗車設備は3tパッカー車1台分とありますが、洗車設備を使用する車両台数(1日当たり)をご教示願います。 | 1日最大で16台程度を見込んでいます。 |
| 84 | 洗車設備の利用者の範囲等条件について | 44 | 3 | 3 | 2 | | | | 本運営事業者の車輛以外の洗車設備の利用者の範囲をご教示願います。貴町と二宮町様の両町のご家庭系収集委託のみの車輛となるのか。又は貴町の事業系一般廃棄物許可業者の車輛及び持込み系の車輛も含まれるのでしょうか。 | 大磯町、大磯町委託業者及び大磯町許可業者を想定しています。 |
| 85 | 管理機能区域に係る事項 | 44 | 3 | 3 | 3 | | | | 電気機械設備は全て非常用発電機とすることとなりますが、必要な建築設備のみでプラントは含まれないと考えてよろしいでしょうか。 | 非常用発電機は、必要となる建築設備および安全を確保するための設備、プラットホーム出入口扉等を含む脱臭機能確保するための設備分の容量を見込んで下さい。 |
| 86 | 管理区域について | 44 | 3 | 3 | 3 | | | | 御町と運営事業者の管理区域を明確に分けられる配置とは廊下等も明確に分け、扉等を介してそれぞれ独立した区域に明確に分けるのでしょうか。御教示ください。 | 『本町と運営事業者の管理区域を明確に分けられる配置』とは、本町用事務室と運営事業者用事務室の区分を意味しています。 |
| 87 | 電気機械設備 | 44 | 3 | 3 | 3 | | | | 電気機械設備の内容(該当機器、機械)について、具体的に教示下さい。 | No.85をご参照ください。 |
| 88 | 研修室の暗幕 | 46 74 | 3 4 | 3 3 | 3 11 | | (4) | | P46の研修室の欄には、『ブラインド又はカーテンを設置すること。』と記されています。消費電力削減のために、自動暗幕は採用しないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。P74の自動暗幕は誤記です。 |
| 89 | エレベーターについて | 48 | 3 | 4 | 1 | | (4) | | エレベーターについて、「必要に応じてストレッチャーの搬送を可能とする」と「ストレッチャーの搬送を可能とする」の2種類の表現があります。どちらを正とすればよいでしょうか。 | ストレッチャーの搬送が可能なので計画してください。 |
| 90 | 空調設備、換気設備 | 48 | 3 | 4 | 1 | | (2)(3) | | 有人室(廊下、トイレも含む)とありますが、見学者に関連する有人室、及び運営事業者必要と考える箇所のみと考えてよろしいでしょうか。 | 比較的長時間、人が滞在する可能性のある有人室を想定しています。 |
| 91 | 計量機能に関する性能要件 | 51 | 4 | 2 | 1 | | 5) | | 渋滞緩和のため、料金徴収しない町の収集車は空重量登録し、1回計量とすることは可能でしょうか。 | かまいません。 |
| 92 | リサイクル施設について | 54, 55 | 4 | 3 | 1 | | (4)(5) | | 受入ホッパ、供給コンベヤ、破袋機は数量1基となっておりますが、これは、容器包装プラスチックとPETボトルで共用するとの意味でしょうか。また、受入ホッパに投入時の衝撃音を和らげるためゴムシート貼りにする等との表現がありますが、投入物が容器包装プラスチック及びPETボトルでもこれらの処置が必要でしょうか。 | 受入ホッパ、供給コンベヤ、破袋機の数量及び受入ホッパのゴムシート貼りについては提案に委ねるものとします。 |
| 93 | 受入ヤード | 53 | 4 | 3 | 1 | | (2) | | (高さ3mまでRC)とありますが、実績上の積上げ高さがそれを上回る際には、3m以上の積上げを認めて頂くことは可能と考えてよろしいでしょうか。 | 安全性、作業性及びその他の制約等を満足することを前提に、積み上げ高さについては提案に委ねるものとします。 |
| 94 | プラットホーム出入口扉 | 53 | 4 | 3 | 1 | | (2) | | 想定されているシャッターはシートシャッターと考えてよろしいでしょうか。 | 防犯、防臭及び雨・風等の外的要因による耐久性を考慮したものを想定しています。 |
| 95 | プラットホーム出入口扉について | 53 | 4 | 3 | 1 | | (2) | 3) | ⑥ 開閉時間8秒以内とありますが、開8秒・閉8秒と解釈して宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 96 | 圧縮梱包設備 | 56-57 | 4 | 3 | 3 | | (1) (2) | | 処理能力や圧縮梱包品の品質に問題なければ、容器包装プラスチックとペットボトルの圧縮梱包機を共通化することは可能でしょうか。 | 提案に委ねるものとします。 |
| 97 | 排水設備 | 62 | 4 | 3 | 7 | | | | プラント排水は排水処理設備を設置せず、ピットに貯留しバキュームで吸引後、運営事業者の責で処理することは可能でしょうか。 | 提案に委ねるものとします。 |
| 98 | 高圧受電盤について | 65 | 4 | 3 | 8 | | (2) | 2) | ④特記事項に、300kVA以下は電力ヒューズ方式(PFS方式)とすることもできるとありますが、その場合、①形式に記載しているJEM1425CW形に準拠できなくなります。その場合、JEM1225S、Mなどに準拠しても宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 99 | 高圧配電盤、他について | 66 | 4 | 3 | 8 | | (2) | 3) | 高圧配電盤について、4)高圧変圧器、(4)低圧配電設備も収納した一体型キュービクルとしても宜しいでしょうか。(その場合、JEM1265CXに準拠となります) | 提案に委ねるものとします。 |
| 100 | 電力監視盤について | 66 | 4 | 3 | 8 | | (3) | | P.71に、計装設備のデータ処理設備の機能として電力管理データとありますので、本設備を省略しても宜しいでしょうか。 | 受電等の電力に係る管理データが明確となること、周辺施設等への影響がないこと、施設の運転上支障がないことを前提に省略することを可とします。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 質問回答 |
|-----|--------------------|-------|---------------------|---|---|-----|---------|--|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 101 | 動力制御盤について | 67 | 4 | 3 | 8 | (5) | 1) | コントロールセンタとありますが、様々な駆動方式や多様な信号インターフェースに対応できるように、予備回路や増設スペースを充分考慮したうえで、取扱いやすく保守の容易な制御盤方式として宜しいでしょうか。 | 提案に委ねるものとします。 |
| 102 | プラットホーム | 75 | 4 | 4 | 1 | (1) | | 事業系ごみの展開検査は常時行うものではなく、抜き打ちで実施するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 103 | 集じん脱臭設備 | 77~79 | | | | | | 集じん脱臭フローは民間事業者の提案により、変更が可能と考えてよろしいでしょうか。 | 提案に委ねるものとします。 |
| 104 | 電気方式について | 85 | 4 | 4 | 6 | (1) | 1) | 可燃ごみ中継施設は、リサイクルセンターからの高圧受電とありますが、機能区分、管理区分を明確にしたうえで、低圧受電としても宜しいでしょうか。 変電設備が不要になり、設備費、維持管理費の低減効果が期待でき、有利であると考えます。 | 可燃ごみ中継施設で高圧受電が不要となる場合は、低圧受電として構いません。 |
| 105 | 直流電源装置について | 89 | 4 | 4 | 6 | (6) | 1) | 無停電電源装置に直流電源装置の記載がありますが、直流電源装置を取り止め、全ての操作電源、制御電源を交流電源装置から電源供給として宜しいでしょうか。 交流電源の信頼性が低下することは無く、直流電源装置の設備費、維持管理費の低減効果が期待でき、有利であると考えます。 | 提案に委ねるものとします。 |
| 106 | 選別保管施設について | 95 | 4 | 5 | 1 | | | 容器包装プラスチック、PETボトル、可燃ごみのストックヤードは選別保管施設内に設けることが必須でしょうか。 | 必須とします。 |
| 107 | 選別保管施設の保管容量 | 95 | 4 | 5 | 1 | | | 保管容量に関して、積上げ高さの設定等は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。 | No.93をご参照ください。 |
| 108 | 選別保管対象物・保管容量 | 95 | 4 | 5 | 1 | | | 保管容量の目安は剪定枝等は季節変動も考慮されているものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 109 | 選別保管対象物・保管容量 | 95 | 4 | 5 | 1 | | | 有害ごみの保管容器(ドラム缶、バール管)は支給して頂けると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 110 | 試運転 | 98 | 5 | 1 | 4 | | | 可燃ごみ中継施設については、工事竣工から供用開始までの期間においても運転を行い、平塚市環境事業センターへの搬出を継続することとありますが、試運転期間中も事業センターへの搬出を行うと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。平塚市環境事業センターへの搬出開始のタイミングは、試運転計画書の提出時点において別途協議により調整することを想定しています。 |
| 111 | 選別保管対象物・保管容量 | 98 | 5 | 1 | 4 | | | 試運転期間中に資源化された容器包装プラスチック及びペットボトル及び、選別により発生する残渣の処理についても民間事業者(SPC)の負担で行うのでしょうか。 | 試運転期間中の容器包装プラスチックおよびペットボトルの成型品については、供用開始までの間、貯留搬出設備時留ヤードにおいて保管することを想定しています。その他の資源物等の資源化及び適正処分に係る費用は民間事業者の負担とします。 |
| 112 | 測定場所について | 99 | 5 | 2 | | | 5,6,7,8 | 騒音、振動、悪臭、排水の測定場所は町の指定する場所とありますが、具体的な測定場所の教(地点)をご教示願います。 | 募集要項で示します。 |
| 113 | 事業計画書の作成 | 104 | 6 | 1 | 1 | | | 次年度以降の年度事業計画書の提出期限について、前年度の10月末までに提出とのことですが、12月末として頂きたいです。 (当該年度の中間期の決算内容等を基に、より適切な事業計画を組成するため) | 予算に関係があるため、10月末とします。 |
| 114 | 報告書の作成提出期日 | 104 | 6 | 1 | 2 | | | 表6-2報告書記載内容(例)において、四半期毎提出のモニタリング報告書の内容例として財務諸表を記載頂いております。 財務諸表の提出については、決算作業・監査等を考慮すると2~3ヶ月程度猶予を頂きたいです。 | 財務諸表の提出は、年に1回とします。但し、四半期ごとに財務状況のセルフモニタリングを実施し、報告してください。 |
| 115 | 搬出入管理業務に係わる要件 | 106 | 6 | 2 | 2 | | | 貴町が許可業者や自己搬入者を対象に実施する搬入検査の内容、頻度をご教示ください。 | 随時実施とし、展開検査を行うこととします。 |
| 116 | 受付業務 | 106 | 6 | 3 | 1 | | | 受付時間外であっても、公道に持込み車輛等が渋滞する懸念がある場合には、とありますが、公道の位置を示す図面を送付願います。 | 添付資料1、2をご参照ください。 |
| 117 | 運営稼働時間帯について | 106 | 6 | 3 | 1 | | | 一般搬入の受付時間は明記されていますが、最大となる1日あたりの始業から終業までの運営稼働時間は、どのような内容になるのでしょうか。 | 現在検討していますので、募集要項で示します。 |
| 118 | 事業系一般廃棄物の受付時間帯について | 106 | 6 | 3 | 1 | | | 一般搬入の受付時間は明記されていますが、事業系一般廃棄物の受付時間についても同じであると解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 119 | ごみ処理手数料について | 107 | 6 | 3 | 2 | | | ごみ処理手数料の指定金融機関への振込手数料は、運営事業者が負担するのでしょうか。 | 公金として取り扱う手続きにより、手数料は発生しません。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書（案）中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 質問回答 |
|-----|----------------|-------|---------------------|---|-----|-----|--|--|---|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 120 | ごみ処理手数料の振込について | 107 | 6 | 3 | 2 | | | | 翌営業日までに指定金融機関へ払い込むごみ処理手数料は公金のため、振込手数料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 119をご参照ください。 |
| 121 | 人員等 | 108 | 6 | 4 | (4) | | | | 運営事業者は運営業務を適切に行うため、必要な資格の有資格者及び人員を雇用または出資企業からの出向にて確保。とありますが、SPCから構成企業、協力会社への委託も認められると考えてよろしいでしょうか。 | 有資格者についてはSPCによる直接雇用又は出資企業からの出向により確保してください。有資格者以外の人員についてはご理解の通りです。 |
| 122 | 人員等 | 108 | 6 | 4 | (4) | | | | 資格者とは技能講習や特別教育の講習終了で取り扱える資格は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 123 | 運転業務 | 108 | 6 | 4 | 1 | (4) | | | 『ペットボトル、容装法プラスチックは破袋、異物除去、圧縮梱包処理を行い、容器包装リサイクル協会へ引き渡すこと。』とありますが、積込・運搬・その後の取り扱いの所掌分担については、25頁「表1-13 資源化物等の処理方法及び役割分担」に準じると言うことでよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 124 | モニタリング | 109 | 6 | 4 | 3 | | | | 容器包装プラスチックおよびペットボトルの搬入物展開検査、圧縮梱包品の品質検査の実施方法は民間事業者が提案を行うものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 125 | 緊急時に備えた訓練の実施 | 110 | 6 | 4 | 5 | | | | 建設予定地または周辺地域における自然災害（大雨、洪水、土砂崩れ等）が発生した実績があるようでしたら、ご教示願います。 | 20年間で、隣接地から建設予定地に軽微な土砂崩れが発生し、搬入路にごく一部（2m程度）がかかってしまったことがありました。（町が所有する重機で押し戻す作業を実施。） |
| 126 | 定期点検・補修 | 110 | 6 | 5 | 2 | | | | 機能検査及び精密機能検査は、運営事業者で対応可能な場合、第三者機関による実施する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 精密機能検査については第三者機関による実施としてください。機能検査については運営事業者で対応していただいてもかまいません。 |
| 127 | 情報管理 | 112 | 6 | 8 | 2 | | | | 運営に係る維持管理コストデータの開示は、運営事業者の調達ノウハウにも関係するので、開示内容は協議出来るとの理解でよろしいでしょうか。 | 原則として、町から求めた場合には、運営に係る維持管理コストデータの開示を行うこととしますが、必要に応じて協議するものとします。 |
| 128 | 警備業務 | 113 | 6 | 8 | 5 | | | | 現施設で不法侵入や車両に対するいざずら等の被害が発生した実績があればご教示ください。 | 平成25年度に、美化センター管理棟のガラスが割られ、侵入されたことが1度発生しました。（被害等無し） |
| 129 | 防災 | 113 | 6 | 8 | 6 | | | | 現施設は緊急一時避難場所として指定されているのでしょうか？指定されている場合、周辺住民に知らしめている案内文等を開示ください。 | 指定されていません。 |
| 130 | 既存設備解体後の地盤レベル | 添付資料1 | | | | | | | 『現状地盤+200レベルとなる。』と記載されていますが、既存施設（ごみ処理施設、資源化施設、ほいじん処理施設）の解体後のレベルをご教示下さい。 | 解体に関する点は、現在検討中のため回答できません。 |
| 131 | 解体撤去工事について | 添付資料1 | | | | | | | 解体撤去工事においては、敷地北西部の山側の形状はどのようになるでしょうか。現状のように山を抑える形で壁を施工していただけるのでしょうか。 | 解体に関する点は、現在検討中のため回答できません。 |
| 132 | 解体撤去工事について | 添付資料1 | | | | | | | 敷地北西部の山側をはじめとする現行の傾斜地盤全体の安定性を示す資料をご提供願います。 | ボーリングデータから推定してください。 |
| 133 | 事業予定地について | 添付資料1 | | | | | | | 事業予定地図面のCADデータをご提示いただけないでしょうか。 | CADデータを提供しますので確認願います。 |
| 134 | 事業予定地について | 添付資料1 | | | | | | | 既設ごみ処理施設用の搬入路（スロープ）が解体工事及び本整備事業予定地の範囲外となっておりますが、本事業の動線計画においても使用不可ということでしょうか。 | No. 66をご参照ください。 |
| 135 | 添付資料 | | | | | | | | 図面のCADデータをご提示願います。 | No. 133をご参照ください。 |
| 136 | 添付資料 | | | | | | | | 敷地境界線が分かる図面をご提示願います。 | 現在整理しておりますので、まとも次第回答します。 |
| 137 | 添付資料 | | | | | | | | 解体工事完了時点の状況が把握できる図面をご提示願います。 | 募集要項で示します。 |
| 138 | 添付資料 | | | | | | | | S62年に実施されたボーリング柱状図をご提示願います。 | 柱状図のデータはないため、提示できません。要求水準書（案）の添付資料2をご参照ください。 |
| 139 | — | | | | | | | | 各施設への搬入に当たり、搬入ルートが決まっているようでしたら、ご教示願います。 | 募集要項で示します。 |
| 140 | — | | | | | | | | 要求水準書のワードデータをご提示願います。 | 提示しません。 |